

社会福祉法人指導監査 初任者研修会

その他諸連絡等

令和6年4月25日（木）



熊本県社会福祉課
指導監査班

監査の周期等について

H29年度社会福祉法人制度改革後の監査周期

- H29年度の社会福祉法人制度改革から、県社会福祉課が行う指導監査は3年に1回（一部施設は毎年）のサイクルで実施しており、1巡目はH29年度からR元年度の3年間で実施した。
- 2巡目はR2年度からR4年度までの3年間で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厚労省通知等を踏まえ、R2年度からR6年度までの5年間で実施することとした。
- 3巡目はR7年度からはR9年度までの3年間で実施予定
3巡目については、R7年2月頃に市所管の社会福祉法人に対する法人監査と、当該法人の運営施設に対する県社会福祉課の施設監査と同日に実施するための、実施年度等の調整を行います。

市の法人監査と県社会福祉課の施設監査について

- 市所管の社会福祉法人に対する法人監査と、当該法人の運営施設に対する県社会福祉課の施設監査と同日に実施を行うことで、協力体制を構築しながら指導監査を円滑に実施します。
- 地域密着型特別養護老人ホームについては、市町村が実施する介護保険法上の実地指導と、県社会福祉課の施設監査と同日に実施するように介護保険担当課に依頼予定

R6年度指導監査について

- 7月下旬から翌年2月上旬まで実施予定

監査の日程調整等について

R 6年度指導監査の日程調整について

- 県社会福祉課で令和6年度指導監査日程（案）を作成します。
- 市所管の社会福祉法人に対する法人監査と、当該法人の運営施設に対する県社会福祉課の施設監査と同日に実施を行うことで、協力体制を構築しながら指導監査を円滑に実施するために、5月頃に令和6年度指導監査日程（案）を各市に送信し日程調整を行います。
- 地域密着型特別養護老人ホームの指導監査については、市が実施する社会福祉法人の指導監査、介護保険法上の実地指導及び県社会福祉課の施設監査と同日に実施できるように、市におかれましては介護保険担当課とも日程調整をお願いします。
- 広域本部、宇城・上益城地域振興局が実施している保育所の指導監査と県社会福祉課が実施している保育所に主たる事業所がある社会福祉法人の指導監査についても同様に日程調整を行います。

指導監査の開始時間について

- 県社会福祉課が実施している施設監査については、原則、9時30分から開始しますので、市所管の社会福祉法人に対する法人監査と、当該法人の運営施設に対する県社会福祉課の施設監査と同日に実施する場合は、原則、9時30分から開始でお願いいたします。

社会福祉法人に関する疑義照会について

社会福祉法人の運営、会計関係などの質問・疑義等については、県社会福祉課指導監査班までのお尋ねください。

なお、7月下旬から翌年2月上旬まで指導監査を実施しており、担当職員が不在にしている場合が多いので、質問・疑義等がある場合は「**社会福祉法人に関する質問票**」を**社会福祉課にメールで送信**してください。

○社会福祉課メールアドレス

shakaifukushi@pref.kumamoto.lg.jp

社会福祉法人に関する疑義照会について

社会福祉法人・社会福祉法人会計に関する質問・疑義等について

印刷 文字を大きくして印刷 ページ番号:0104804 更新日:2021年7月27日更新

社会福祉法人・社会福祉法人会計に関する質問・疑義等について

各広域本部、宇城・上益城地域振興局及び各市の社会福祉法人指導監査担当課が、社会福祉法人・社会福祉法人会計に関する質問・疑義等がある場合は、下記の質問票に「質問事項」「質問者が考える回答案」を必ず記載して、できるだけメールで質問票を送付してください。

また、回答案について、参考とした書籍等があれば「参考とした書籍のページ数等」の該当ページを記載してください。

※社会福祉法人からの質問・疑義等については、まずは県・市の法人所管課へお尋ねください。

※熊本市所管の法人の場合は、熊本市役所の法人所管課へお尋ねください。

1. 質問票様式

 [社会福祉法人に関する質問票 \(Wordファイル:16KB\)](#)

2. 質問票記載例

 [記載例:社会福祉法人に関する質問票 \(PDFファイル:80KB\)](#)

URL:<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/34/104804.html>

社会福祉法人に関する質問票

記載例

送付先	熊本県健康福祉部 社会福祉課 指導監査班 mail: shakaifukushi@pref.kumamoto.lg.jp tel 096-333-2196 fax 096-381-9025
-----	---

令和3年6月10日

所轄庁(市・県)	〇〇市	担当課	福祉課
担当者	肥後	E-mail	Kumamoto-t@kumamoto.00.jp
電話(直通)	096-000-0000		

件名	※質問内容が分かるような件名としてください。 評議員選任・解任委員会の決議省略について
質問内容	※詳細かつ具体的に御記載ください。 評議員選任・解任委員会の決議省略について、規程では記載されていないが決議の書略が可能かどうかお尋ねしたい。 また、評議員選任・解任委員会の規定に決議の省略ができる内容に改正した場合は、決議の省略が可能かどうかお尋ねしたい。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">質問内容を整理してから記載してください。</div>
質問者が考える回答案もしくは考え方等	※参考となる事例があれば、御記載ください。 評議員選任・解任委員会については、決議の省略の規定がない場合は、決議の書略ができないと考える。 なお、規程について決議の省略を行うことができる内容に改正し、その根拠を明確にした場合は決議の省略が可能であると考えます。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">質問者が考える回答案もしくは考え方等を記載してください。</div> <p>※質問内容に対する質問者の考え(根拠法令、参考となるQ&A等)を必ず記入してください。</p>